

コンビニ交付システム機器賃貸借仕様書

1. 件名

コンビニ交付システム機器システム機器賃貸借

2. 担当部課

市民課

3. 対象物件及び対象金額

金額は税抜 単位：円

各業務内容（内訳）	金額	内消費税等
富士フイルムコンビニ交付システムハードウェア	1, 287, 000円	117, 000円
コンビニシステム移行諸経費	1, 980, 000円	180, 000円
合計金額	3, 267, 000円	297, 000円

4. 機器明細

別紙1「導入機器一覧」

5. 設置場所

貝塚市役所 市民課、サーバ室

6. リース期間

- ・リース開始 令和8年2月1日
- ・リース期間 60ヶ月
- ・リース満了 令和13年1月31日

7. 対象物件問い合わせ先（売主）

富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店

住所 大阪市西区土佐堀二丁目2番17号

Tel 06-6225-0390 Fax 06-6225-0394

Mail jyunya.noguchi.nm@fujifilm.com

担当者名 野口 潤也（のぐち じゅんや）

8. 納品期限

令和8年2月1日

9. リース物件の納入

リース物件は、貴社の負担により、本市が指示した納品場所に、指定した数量を搬入し、必要な導入設定作業を行い、使用可能な状態に調整した上で納入すること。

10. 見積書の記入

見積書には、上記 3 の月額リース料（税抜き）及び期間中のリース料総額（税抜き）を記載すること。

11. 入札書の記入

入札書には期間中のリース料総額（税抜き）を入札金額として記入すること。

12. 契約の方法

落札者は本市所定の賃貸借契約を締結すること。

13. 動産保険の付保

対象物件のうちハードウェアは動産総合保険に加入すること。

14. 支払い方法

リース料の支払は、当月分を翌月の初めに請求し、請求後 30 日以内に支払うものとする。

15. リース期間満了後について

リース期間満了後は、本市はリース物件を貴社に返還し、または再度貴社とリース契約を締結するものとする。ただし、ハードウェア以外の物件についてはリース期間満了後、本市に無償譲渡するものとする。

※無償譲渡対象物件の詳細は機器明細を確認すること。

リース物件を返還するときは、本市からの指示に従いリース期間満了後に撤去すること。撤去に係る運搬・廃棄費用は貴社の負担とすること。

16. 権利義務の譲渡の禁止

この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、またはこの権利を担保に供することはできない。

17. 契約不適合責任

借入日から 1 年以内の間に賃貸借物件に不適合があった場合には、本市は貴社に対して補修を求めることができる。

18. 公租公課

公租公課については貴社の負担とする。

19. その他

- ・ 導入機器の性能保障は売主が請け負うものとする。
- ・ 導入機器は、別紙の通りとするが、発注の段階では、同等機種による最新の機器を導入することも可能とする。
- ・ 貴社と売主との売買契約は、売主所定の注文書・請書を用いること。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、逐次、本市、貴社、売主三者で協議の上、取り決めるものとする。
- ・ 契約の履行上疑義が生じた場合貴社は、本市、売主と協議の上、本市の指示に従うこと。